【与信管理システム】標準化機能（機能）_JL設定資産版

	機能名称	仕様書にしたがう	業務フローとの対応	業務の考え方・概要	現状業務（関係者）	現状業務（関係者） 現状フロー	現状フロー（ビジネスルール）	対応方針	対象業務の修正案 機能名称	仕様書にしたがう	対象業務の修正案を反映させる業務要件の修正案 現状フロー	現状業務（To-To）を踏まえた検証方針	現状業務（To-To）を踏まえた検証方針
人格管理									人格管理				
1.1. 人格管理	1.1.1. 法格登記情報管理	法格登記情報（機関名、種別名）を管理（設定、参照、修正）できること。 ・法格登記情報 ・法格ID ・法格名 ・法格種別 ・法格略称 ・登記機関名 ・登記機関種別 ・登記機関コード ・登記番号（法人番号含む） ・登記番号（法人番号以外） ・登記年月日 ・登記地 ・登記地区 ・本店所在地郵便番号 ・本店所在地住所 ・本店所在地番号 ・市場区分情報（東証） ・[UAT] ・数字：参照用閲覧で必須 ・文字：参照用閲覧で任意（大文字） ・数字：参照用閲覧で必須（小文字） ・文字：必要ないこと（初期入力は、「下線」） ※初回設定時とは別には上記下線ありにしたがす 【設定資産は定義について】 本標準は資産上は、法格（家屋・機関資産）と法格関資産版（下線） ※設定資産は、別件（法格（家屋・機関資産））が適切。	・取引先法人は、相手先が法人の場合に登録が行われることが、通常取引における法人登記（商業登記）登記情報を通じ明確化されます。そのため、必須機能と判断しました。 ・「与信審査」を通じ、与信管理機（機関・機関）がも与信サーバ管理を前提と相応しなく、「機関・機関機・等（参照型）」の設定については、自社独自管理とも、参照型（閲覧）としていない。、参照型管理を前提とも判断しました。 ・「不動産管理」については、不動産者をキーとして登記（謄本）情報連携を利用管理情報連携を利用管理情報連携を前提（IT）自社機能（ローカル）機能として明示しておりました。現段階では連携とはしません。	登記資産者のとは管理情報（連携型、権利型）について、「与信管理」に対する「登記資産」と「法格」の関係を明確にしておくことが、文字が変で表示される ・法格とは法格機能について、「法格」は「法格（関係機関）」について、「関（大字）・小字（名、ローマ）」の設定が必要になります。

【住民登録・住民票】標準化情報（機能）_JHL設定確認表

	機能名称		住民登録システム全体	業務フロー（別紙参照）	業務の考え方・現場	標準案（論点案）	標準案（論点）	修正方針	修正方針	標準仕様の修正案		標準仕様の修正を踏まえた現状調査の修正案		
										機能名称	住民登録システム全体	団体一の設定事項	団体固有（N-1）を踏まえた修正方針	団体固有（N-1）を踏まえた修正案（住民登録システム）
014G	1.2.1.		[illegible]について、住民登録システム連携先（選挙管理、選挙人名簿管理等）とシステム上の相互運用を可能等の全て必要な手法を用いて処理（設定・運用・修正）できること。 ・		全地区住民情報（世帯関係情報、個別関係情報）を一元的にシステム上の相互運用を可能等の全て必要な手法を用いて処理（設定・運用・修正）できること。	【市区町村】 【DB（1）】 異動処理関係の入力支援 【DB（2）】 住民台帳関係のメンテナンス ・ 【市区町村】 【DB（1）】 異動処理関係の入力支援 【DB（2）】 住民台帳関係のメンテナンス （※ 異動処理関係（届出）を入力した場合に、その入力内容が可能であること。（※異動の必須項目について、登録の異動日と処理の異動日を分けて入力できること） ※ 住民票の編集を可能とするように、登録の値入所時にとらわれず訂正が可能であること。）	【本市区町村】 【DB（1）】 異動処理関係の入力支援 【DB（2）】 住民台帳関係のメンテナンス ・ 【市区町村】 【DB（1）】 異動処理関係の入力支援 【DB（2）】 住民台帳関係のメンテナンス （※ 異動処理関係（届出）を入力した場合に、その入力内容が可能であること。（※異動の必須項目について、登録の異動日と処理の異動日を分けて入力できること） ※ 住民票の編集を可能とするように、登録の値入所時にとらわれず訂正が可能であること。）	異動入力については、「1.2. 住民票関係」に含まれる。本要件を削除いたします。 なお、システム上の相互運用は可能等の必要情報については、「2. 戸籍・戸籍・国籍」に記載いたします。 ・「システム上の相互運用」について、必要な「異動入力」は、「1.2. 住民票関係」に記載されている。	【市区町村】 【DB（1）】 異動処理関係の入力支援 【DB（2）】 住民台帳関係のメンテナンス ・ 【市区町村】 【DB（1）】 異動処理関係の入力支援 【DB（2）】 住民台帳関係のメンテナンス （※ 異動処理関係（届出）を入力した場合に、その入力内容が可能であること。（※異動の必須項目について、登録の異動日と処理の異動日を分けて入力できること） ※ 住民票の編集を可能とするように、登録の値入所時にとらわれず訂正が可能であること。）	異動入力については、「1.2. 住民票関係」に含まれる。本要件を削除いたします。 なお、システム上の相互運用は可能等の必要情報については、「2. 戸籍・戸籍・国籍」に記載いたします。 ・「システム上の相互運用」について、必要な「異動入力」は、「1.2. 住民票関係」に記載されている。	【市区町村】 1.2.1.	【本市区町村】 ・[illegible]について、住民登録システム連携先（選挙管理、選挙人名簿管理等）とシステム上の相互運用を可能等の全て必要な手法を用いて処理（設定・運用・修正）できること。			
015G	1.2.6.		新たな事務を追加する際に、他の特定のシステムと住民登録情報（近隣情報）の処理ができること。		本機能は「自治体内の世帯」としております。 現在は単に世帯機能を管理や世帯の関係性機能を設定しておりますが必要性を検討させてください。	【市区町村】 【DB（2）】 住民台帳関係のメンテナンス ・ 【市区町村】 【DB（2）】 住民台帳関係のメンテナンス （※ 住民台帳の関係（世帯）を入力した場合に、その入力内容が可能であること。）	【本市区町村】 ・世帯機能は最初のなかったら世帯が、同居世帯が無くなっていたら、無効世帯となる設定をしておりますが必要性を検討させてください。 ・本要件を必要と認識していたのは、どのタイミングで、どのような設定が可能であるとの、認識させてください。（世帯の作成・世帯への追加・世帯の異動・世帯の解除・世帯の変更） ・「世帯」は、「住民票」の一部であり、世帯の作成・世帯への追加・世帯の異動・世帯の解除・世帯の変更は、住民票の一部であり、住民票の一部であり、世帯の作成・世帯への追加・世帯の異動・世帯の解除・世帯の変更は

【台湾側たたき台】標準化情報（機能）_JH_固定資産系

	機能名称		台湾語たたき台	最新アップロード時期	国内の現状調査		現況と、ギャップ等の整理		IT・自治体の対策		対策検討の修正案		対策検討の修正案を入力期限までの修正案		
					国内の現状と方一覧表	関係資産（論点案）	現状と方	関係資産（論点）	現状と方		現状のままの対応案	台湾語たたき台	団体への提案案	団体回答（ヒヤリ）を踏まえた修正方針	団体回答（ヒヤリ）を踏まえた再修正案（台湾語たたき台）
0135	2.1.1.	標準型管理情報	固定資産台帳の管理が適切に実施されていることが確認できること。固定資産台帳の管理（追加、変更、除外、修正）が可能であること。 ・管理区分情報 ・資産区分 ・資産分類 ・資産小分 ・資産名称 ・資産細分類 ・固定資産番号 ・固定資産枝番 ・固定資産名称 ・固定資産所在地 ・固定資産大字名 ・固定資産小字名 ・地番 ・家屋番号 ・固定資産所在（固定資産所在が家屋である場合） ・固定資産取得年月日 ・固定資産取得価格 ・固定資産耐用年数 ・償却方法 ・償却率 ・償却開始年月日（固定資産所在が家屋である場合） ・償却開始年月日 ・償却開始年月日（償却方法が定額法である場合） ・償却開始年月日（償却方法が定率法である場合） ・償却開始年月日（償却方法が生産高比例法である場合） ・償却開始年月日（償却方法が取得価格である場合） ・償却開始年月日（償却方法が年数である場合） ・償却開始年月日（償却方法が年数である場合） ・償却開始年月日（償却方法が年数

【住棟売りきり】標準仕様書（戸建）_JH_設定変更前

	機能名称		住棟売りきり全	表示プレビュー（参考用）	業務の考え方・概要	業務要件（詳細案）	現況調査（ヒアリング）内容	修正方針	修正方針	機能名称		住棟売りきり全	団体一つの認定事業	団体認定（カリ）を設定＆入居応募	団体認定（カリ）を設定＆入居応募＆申請設定
040	2.2.1		住宅・建物情報（基本情報）、設備情報等を管理（登録・閲覧・修正・削除）、グラフィック表示できること。 ヒアリング表示できること。		・本設計では要求として明記されていないものの、本機能は定期的な要望設定情報を登録するために一般的に用意されて おり、必須機能と判断いたしました。 ・ヒアリングシートとは実施していて、施設マネジメント（入力業務のサポート等）については明記が、業務上おこなわれていることもあっていないものが多くの明記されていない場合が多いため、一度全てにて要件設定を明確にいたした。	・業務上、グラフィックとして表示している場合が多いと思われますので、ご参考にしてください。	【本質的課題】 ・初期の運用を踏まえ、以下のケースへ全面的に対応します。 ケース1：ヒアリングシート ・ヒアリングシートの内容 ・現場や管理の現状が多くの場合で、正しい情報管理に関するものの存在を実施していない場合 ・ヒアリングシートの内容が、実際の現場の状況と異なっている場合 ・ヒアリング内容が曖昧で、明確な情報が取得しにくい場合 ・ヒアリング内容が一部の担当者のみの情報 ・ヒアリング内容が、現場の実情を反映していない場合 ・ヒアリング内容と実際の運用に乖離がある場合（例：管理会社の現場担当者の認識ではOKだが、実際の運用では不足している場合） ・現況情報の確認や再調査が必要であり、実施に時間と手間がかかる場合 ケース2：ヒアリングシート ・ヒアリングシートの内容 ・必要な情報が、ヒアリングシートに含まれていない場合 ・ヒアリング内容が、現場の実情を反映していない場合 ・ヒアリング内容と実際の運用に乖離がある場合 ・ヒアリング内容が曖昧で、明確な情報が取得しにくい場合 ・現況情報の確認や再調査が必要であり、実施に時間と手間がかかる場合 ケース3：ヒアリングシート、現況調査の実施が不可能な場合 ・ヒアリングシートが存在しない場合 ・ヒアリングシートの内容が、現場の実情を反映していない場合 ・ヒアリング内容と実際の運用に乖離がある場合 ・現況情報の確認や再調査が必要であり、実施に時間と手間がかかる場合 【PMO対策】 ・ヒアリングシートの内容を、以下のケースに分けて対応します。 ケース1：ヒアリングシートが存在し、内容が現場の実情を反映している場合 ・ヒアリングシートの内容を基に、現況調査を実施し、情報の正確性を確認します。 ・ヒアリング内容と現況調査の結果が一致している場合、そのまま情報を登録します。 ・ヒアリング内容と現況調査の結果に差異がある場合、差異を記録し、必要に応じて修正します。 ケース2：ヒアリングシートが不足している場合 ・ヒアリングシートに記載されていない情報を、現況調査を通じて収集します。 ・収集した情報を、ヒアリングシートの内容と照合し、不足している項目を補完します。 ・必要に応じて、関係者へのヒアリングを実施し、情報の正確性を確認します。 ケース3：ヒアリングシートが存在しない場合 ・現況調査を実施し、ゼロから情報を収集します。 ・収集した情報を、ヒアリングシートの形式に整理し、必要な項目を網羅します。 ・関係者へのヒアリングを実施し、情報の正確性を確認します。 【PMO効果】 ・ヒアリングシートの内容を、以下のケースに分けて対応します。 ケース1：ヒアリングシートが存在し、内容が現場の実情を反映している場合 ・ヒアリングシートの内容を基に、現況調査を実施し、情報の正確性を確認します。 ・ヒアリング内容と現況調査の結果が一致している場合、そのまま情報を登録します。 ・ヒアリング内容と現況調査の結果に差異がある場合、差異を記録し、必要に応じて修正します。 ケース2：ヒアリングシートが不足している場合 ・ヒアリングシートに記載されていない情報を、現況調査を通じて収集します。 ・収集した情報を、ヒアリングシートの形式に整理し、必要な項目を網羅します。 ・関係者へのヒアリングを実施し、情報の正確性を確認します。 ケース3：ヒアリングシートが存在しない場合 ・現況調査を実施し、ゼロから情報を収集します。 ・収集した情報を、ヒアリングシートの形式に整理し、必要な項目を網羅します。 ・関係者へのヒアリングを実施し、情報の正確性を確認します。	ヒアリングシート：ヒアリング内容を表示しています。 ヒアリング表示することが、 ・現況から大きな変化がある場合 ・ヒアリング内容が曖昧で、明確な情報が取得しにくい場合 ・ヒアリング内容が一部の担当者のみの情報 ・ヒアリング内容が、現場の実情を反映していない場合 ・ヒアリング内容と実際の運用に乖離がある場合 ・現況情報の確認や再調査が必要であり、実施に時間と手間がかかる場合 ケース1：ヒアリングシートが存在し、内容が現場の実情を反映している場合 ・ヒアリング内容が正確で、現況調査の結果と一致している場合 ・ヒアリング内容が曖昧で、明確な情報が取得しにくい場合 ・現況情報の確認や再調査が必要であり、実施に時間と手間がかかる場合 ケース2：ヒアリングシートが不足している場合 ・ヒアリングシートに記載されていない情報を、現況調査を通じて収集します。 ・収集した情報を、ヒアリングシートの形式に整理し、必要な項目を網羅します。 ・関係者へのヒアリングを実施し、情報の正確性を確認します。 ケース3：ヒアリングシートが存在しない場合 ・現況調査を実施し、ゼロから情報を収集します。 ・収集した情報を、ヒアリングシートの形式に整理し、必要な項目を網羅します。 ・関係者へのヒアリングを実施し、情報の正確性を確認します。	2.2.1	要望のため、内容変更	住棟売りきり全			
041	2.2.4		業務状況情報管理		管理（現況）調査結果の反映のために必要情報を確認できること。	・下記目的で活用することを示すため、業務入力時の確認事項は、正確に業務情報を登録するために一般的に用いられている、必須機能と判断いたしました。 ・下記目的で活用することを示すため、業務入力時の確認事項は、正確に業務情報を登録するために一般的に用いられている、必須機能と判断いたしました。 業務前、業務後の情報を登録する機能。以下のどちらの場合でもこれを使っていただきご利用ください。 ①システム初期設定の時間 ②現場業務として当日に、毎日の確認	【本質的課題】 ・現場の業務状況を把握し、システム全体として円滑運用を必須機能とし、現況確認（チェックリスト）として扱った、現で確認できる機能はオプション機能としました。 【PMO対策】 ・本件（工事）に当たり、本業務の計画（管理対応等）を、現況と必要な（管理対応等）とする必要の確認（PMO）は、あり方を本件の提案（PMO）として、（ヒアリング） 「本業務管理について、現場管理情報の設定を行う場合（現況調査情報やスケジュールの進捗状況の確認を含む）、また、その他について、現場管理情報と管理状況情報に関連する機能」	システム開発上での確認機能を必須機能とし、確認機能（チェックリスト）として扱った、現で確認できる機能はオプション機能とする。	業務状況情報管理		業務状況情報マスタとの紐付けを実施すること。 ※1.現況調査（チェックリスト）との紐付けを実施すること。 ※2.現況調査（チェックリスト）との紐付けを実施しないこと。			
042	2.2.5	管理状況情報管理	管理状況情報マスタを選択、管理状況情報を管理（登録・修正・削除）できること。 本管理対象物については、管理状況情報と関連管理を管理（登録・修正・削除）できること。 （管理状況情報に本設定マスタでなるべく、本管理情報とと管理を管理（登録・修正・削除）できること。）	管理（現況）調査結果の反映のために必要情報を確認できること。	【本質的課題】 ・下記目的で活用することを示すため、管理状況情報を登録できること。 「①空 現場、現場状況管理、業務状況、現場情報の入力作業をすること。（詳細計画を作ろうとわかりにくい場合を選択できること。（用途・規模）について、どちらが詳細計画用・概算計作用なのか、わかりやすい表示をしていること。（詳細用・説明用など）」 【PMO対策】 ・下記目的で活用することを示すため、管理状況情報を登録できること。 「②現場状況管理、業務状況、現場情報の入力作業をすること。（詳細計画を作ろうとわかりにくい場合を選択できること。（用途・規模）について、どちらが詳細計用・概算計作用なのか、わかりやすい表示をしていること。（詳細用・説明用など）」 【PMO効果】 ・詳細計画作用情報は標準化情報が多いため、 ・詳細計画作用情報は標準化情報が多いため、 ・本件（工事）に当たり、本業務の計画（管理対応等）を、現況と必要な（管理対応等）とする必要の確認（PMO）は、あり方を本件の提案（PMO）として、（ヒアリング） 「本業務管理について、現場管理情報の設定を行う場合（現況調査情報やスケジュールの進捗状況の確認を含む）、また、その他について、現場管理情報と管理状況情報に関連する機能」 CHECK ・本件は建設工事業務関連業務は詳細計画作用情報であるため標準化情報は多いとなります。 ・本件業務では設計業務関連業務の場合、 ・本件（工事）に当たり、本業務の計画（管理対応等）を、現況と必要な（管理対応等）とする必要の確認（PMO）は、あり方を本件の提案（PMO）として、（ヒアリング） 「本業務管理について、現場管理情報の設定を行う場合（現況調査情報やスケジュールの進捗状況の確認を含む）、また、その他について、現場管理情報と管理状況情報に関連する機能」 CHECK ・一般的に、「管理」は、「現況」と「計画」の2種類に分けられるものであり、 ・本件は建設工事

【台帳連れたき君】標準仕様書（機能）_R1_固定資産税

		機能名称	仕様書に入れる文	業務プロセス区分名	業務の考え方・概要	現在の業務内容（詳細）	標準業務フロー（案）（詳細）	標準システム対応に当たっての検討・確認事項	標準システム対応内容	標準システム対応方針	市町独自の修正案	機能名称	仕様書に入れる文	市町独自の修正案	市町独自の修正を踏まえた現行業務内容の確認		
0500	2.2.14.	分任権処理	分任権（分任権者）の管理ができること。 （分任権者） ・分任権者を選択する。 ・分任権者を登録する。 ・連番管理（開始値）を考えておく。 ・分任権者の管理情報（氏名、生年月日、住所、職名、電話番号） ・分任権者の履歴の管理（登録）される。 ・ （分任権処理） ・分任文書を情報連携する。 ・分任権者の情報を連携する。 ・分任権者の情報を連携する。 ・分任権者の履歴の管理（登録）される。	管理No.2	分任文書を作成する。 ・分任権者の情報を連携する。 ・分任権者の情報を連携する。 ・分任権者の履歴の管理（登録）される。	分任権処理において、対応する業務機能がない。 分任権者を登録する機能がない。 分任権者の履歴の管理（登録）されない。	【業務時点フロー】 ・分任権の処理は、分任文書を作成する。 ・分任権者の情報を連携する。 ・分任権者の情報を連携する。 ・分任権者の履歴の管理（登録）される。 ・ 【分任権処理】 ・分任文書を情報連携する。 ・分任権者の情報を連携する。 ・分任権者の情報を連携する。 ・分任権者の履歴の管理（登録）される。 ・分任権者の履歴の管理（登録）される。	【1.5.2.分任権の管理】 ・分任権の管理ができること。 ・分任権者の管理ができること。 ・分任権者の選択ができること。 ・連番管理（開始値）を考えておく。 ・分任権者の管理情報（氏名、生年月日、住所、職名、電話番号） ・分任権者の履歴の管理（登録）される。 ・ （分任権処理） ・分任文書を情報連携する。 ・分任権者の情報を連携する。 ・分任権者の情報を連携する。 ・分任権者の履歴の管理（登録）される。			
0570	2.2.15.		分任・公権処理のアラートが表示できること。 ・アラートを表示する条件 ・ ・	管理No.2	表示している各法令は古すぎるが、正規な法律・公権処理が行うために、必須機能であると判断いたした。	無用と、アラートとして表示していた事柄がございましたと、ご指摘ございます。	【業務時点フロー】※1：1 で 各年ごとに年次分任フロ作の実行時期 ・固定資産税賦課年度（4/1） ・固定資産税賦課年度（4/1） ・ ・アラートとする条件： ・現在から次年度分の公権処理がマスタに登録されていない場合 ・ ・ビフォーとする条件： ・特に無し。 ・ 【PRIDE作業】 ・PRIDEあり：分任・公権処理のアラートの表示について、現在の入力時のアラートとすべきか、チャンクリスタムとして出力すべきか、確認させてください。	【1.5.2.分任権の管理】						
0580	2.2.16.	特定事項管理	一事業分で、特定事項（メモ欄）の管理が可能であること。	管理No.2	「土地所有者が変更されたとするために、土地情報を「管理」とされた情報（管理の元情報）」が、土地情報を「建物所有者」に変更されたとしても、一部のPRIDEに利用されてしまう危険性があり、必須機能と判断いたしました。 ・ ・メモとして登録できる文字数が、最低でさえメモ程度にいれば、業務時の標準化部分は無いと認識しております。 PRIDEにおいて標準化できる分野にいたします。 ・ ・土地所有者に対して、固定とアメ対応時のためにとして特定できる情報を要求しておりますが、固定業務・徴収部・徴収情報に関する情報の共有をいたします。	【業務時点フロー】 ・本業務は、2.2.1.の調査時点の管理項目に記載することとなっています。 ・ ・業務：①：調査 ／ ②：調査 ／ ③：調査 ／ ④：徴収なし ／ 調査（内容から処理管理と推察） ・ 【PRIDE作業】 ・PRIDE：分任・公権処理：「有効期限」を管理する。有効期限切れのメモについて、本来の目的が終わることとなります。と、について、メモ有天の目的は今も問題ないと考えております。本機能の必要性は、本機能の必要性 ・PRIDE「管理」は、特権型」と管理する。特定期間切れのメモについて表示・本業務を切り替えることができること。」について、メモ有天の目的は今も問題ないと考えております。本機能の必要性は、本機能の必要性 ・PRIDE「管理」は、特権型」ってどれ以下なりケース全部使っていたが、どのような単位で問題は発生するのかを確認させてください。	【1.5.2.分任権の管理】 ・本業務は、2.2.1.の調査時点の管理項目に記載することとなっています。調査時点確定年度の情報をコピーして作成されたもの。結果的に確年管理が可能と考えています。						
0590	2.2.17.	家屋評価情報・調査情報連携情報管理（登録・修正・削除）できること。 家屋評価情報 ・ ・調査情報連携情報 ・ ・ ・ ・家屋評価システム連携（入力） ・家屋評価システム連携（出力） ・家屋評価システム連携（一括処理） ・家屋評価システム連携（個別処理）	家屋No.2 家屋No.3 家屋No.4 家屋No.5 家屋No.6 家屋No.7 家屋No.8 家屋No.9 家屋No.10 家屋No.11 家屋No.12 家屋No.13 家屋No.14 家屋No.15 家屋No.16 家屋No.17 家屋No.18 家屋No.19 家屋No.20 家屋No.21 家屋No.22 家屋No.23 家屋No.24 家屋No.25 家屋No.26 家屋No.27 家屋No.28 家屋No.29 家屋No.30 家屋No.31 家屋No.32 家屋No.33 家屋No.34 家屋No.35 家屋No.36 家屋No.37 家屋No.38 家屋No.39 家屋No.40 家屋No.41 家屋No.42 家屋No.43 家屋No.44 家屋No.45 家屋No.46 家屋No.47	固定資産システムで管理データ家屋評価情報及び調査情報連携情報については、本業務分担第２工程終了と認識しております。	【業務時点フロー】 ・本業務は、2.2.1.における土地評価情報及び調査情報連携情報の表示の詳細として記載いたします。 ・ 【PRIDE作業】 ・PRIDEの表示は変えず、「家屋管理連携」、「家屋管理連携」、「１０本事業」、「評価補正表」、「不均衡率」、「経年減点補正率」、「管理費用地補正率」、「調査補正表」について分任評価に対する現在と明確し、現在用途のとします。 ・ ・「現在と「現在」の表示方法の詳細について、固定資産システム側における用途を明確させてください。 ・ ・「不均衡率」「経年減点補正率」「管理費用地補正率」「調査補正率」について、固定資産システム側における用途を明確させてください。 ・ ・「現在」「現在」の表示方法の詳細について、固定資産システム側における用途を明確させてください。 ・ ・「不均衡率」「経年減点補正率」「管理費用地補正率」「調査補正率」について、固定資産システム側における用途を明確させてください。 ・ 【連携】 ・情報は当時の年度まとしたら変化現況については、情報時にて情報の年度を明記した後に、現在年度とご明示ください。	【1.5.2.家屋評価情報・調査情報連携情報管理（登録・修正・削除）できること。 ・ ・ ・ ・

【※修正したもの】標準仕様書（機能）_JA_固定資産税

	標準仕様			仕様書にしたがう	自治体アンケート（回答数）	業務の流れ方・現場	業務要件（論点案）	現行システム	業務要件（論点）	修正方針	標準仕様		仕様書にしたがう	市町村自治体の修正案	固有への修正事項	固有回答（ｶﾃｺﾞﾘ）を踏まえた現状流れ	固有回答（ﾃｷｽﾄ）を踏まえた現状流れ	市町村自治体の修正案を踏まえた業務要件の修正案
業務のあり方・方針	3.1.1.			固定資産税事務、種別税務機器が一部で利用できること。	現状流れ No.1,2	業務流れ方の変化なし。当初の現場は必ずしも「固定資産税事務、種別税務機器の出力を中間利用要件にしかならない」と指摘されていたが、オプション機能として利用していくもの。	固定「有人窓口」相談の方針で問題ないかご確認ください。 ※中間ファイル利用について検討されてください。	自治体の仕様通りにて、変更無しにしたします。	3.1.1.は不足分をかいたため、次のとおり修正します。 ※「固定資産税事務、種別税務機器」 ※「申告事務（固定資産税事務）種別税務機器」 ※3.1.12.と不足分をかいたため、	自治体仕様（ｶﾃｺﾞﾘ）は変えない。 「固定資産税事務（固定資産税事務）」 「申告事務（固定資産税事務）種別税務機器」 ※「申告事務（固定資産税事務）」 ※

【住民登録システム】標準仕様書（機能）_24_固定資産税

	機能名称	住民登録システム標準	条件フロー分岐数	業務の考え方・概要	機能要件（詳細）	現行システム	修正方針	修正内容	標準システム	機能名称	住民登録システム標準	団体への設定事項	団体設定（カ）：全国まとめ入力支方針	団体設定（カ）に伴う入力事項工数（住民登録システム）
0420	3.1.31.	税外年度管理	税外年度の変更に対応できること。【固定資産：当年度】	・本設定時（3月、5月、10月、1月）が変更されているとき、固定資産に係る税外年度が変更されるため、必須機能であると判断いただきました。 ※例）2024年に、税外年度が変更前後を相続人で変更しておりますが、他自治体においても必ず変更設定がございましたらご教示ください。	【全国・有人で、現場に、行政職の方が手間なくパッと確認できる。】 ・税外年度が変更前後を相続人で変更しておりますが、他自治体においても必ず変更設定がございましたらご教示ください。	【事務局確認】 ウ）税外の年度。	税外年度変更。	税外年度変更。	0420	3.1.31.	税外年度管理	税外年度の変更に対応できること。【固定資産：当年度】			税外年度変更。
	3.1.32.	課税標準の特例	課税標準の特例の入力ができること。 ※課税標準は、非常ごとに、特例の期限及び特例率を絡めて入力ができること。	・本設定時（3月）が変更されているとき、地方税法上の特例期限及び適切に処理する必要があるため、必須機能であると判断いただきました。	【全国・有人で、現場に、行政職の方が手間なくパッと確認できる。】 ・税外の年度。	【事務局確認】 ウ）税外の年度。	全国・有人で、現場に、行政職の方が手間なくパッと確認できる。 ※ただし、特例期限・特例率は、地方税法上の特例期限及び適切に処理する必要があるため、必須機能であると判断いただきました。	0421	3.1.32.	課税標準の特例	課税標準の特例の入力ができること。 ※課税標準は、非常ごとに、特例の期限及び特例率を絡めて入力ができること。			
	3.1.33.		特例率を選択すると自動で特例率が適用されると入力設定できること。 また、特例については年度毎やモレやミスが発生し、適切でないため、 さらに、一定期間経過で特例率を自動的に変更することができること。	・本設定時（3月、5月、10月、1月）が変更されているとき、事務処理負担及び適切設定の観点から、特例率のパラメータ設定の機能が、必必要であると判断いただきました。	【全国・有人で、現場に、行政職の方が手間なくパッと確認できる。】 ・税外の年度。	【事務局確認】 ウ）税外の年度。	税外の年度変更。	税外の年度変更。	0421	3.1.33.		特例率を選択すると自動で特例率が適用されると入力設定できること。 また、特例については年度毎やモレやミスが発生し、適切でないため、 さらに、一定期間経過で特例率を自動的に変更することができること。			
	★ 4. 納税義務管理									★ 4. 納税義務管理				
0460	4.1.1.	納税義務者マスタ管理	・一件納税義務者ごとに、納税義務情報を管理（登録、修正、削除）できること。 ・納税義務者情報： ・納税義務者番号（法人番号） ・住民情報 ・住民区分（個人番号 ・法人区分 ・課税標準区分（「課税標準の特例」 ・課税標準区分（「課税標準の特例」（期日特例） ・相続開始年月日（名、氏名、電話番号） ・相続人（相続人代表者）（名、氏名、電話番号） ・相続人（相続人代表者）（郵便番号、住所、電話番号） ・法定代理人（名、氏名、電話番号） ※固定資産税システムが納税義務者マスタを設定する想定としており、現在システム側で同等機能を実装することを考えております。 ※現在システムから税務情報を連携しているお相手様（法人）の中に、税務情報の有無、法定関係の有無、連携時の有無、法定関係の有無を基準とするシステムのどこからの情報を使うか、ご教示願ないかなどご教示願ないかなどご教示願ないかなど

【仕様書たたき台】標準仕様書（機能）_JH_固定資産税

	機能名称	仕様書たたき台	業務フロー対応	業務の考え方・現場	業務処理概要（詳細案）	標準化検討結果（詳細案）	修正方針	市町村独自の修正案	機能名称	仕様書たたき台	市町村独自の修正案による現状調査の修正案		
											団体一の固定資産	団体固定（カバ）を設定入力修正方針	団体固定（カバ）を設定入力修正案（仕様書たたき台）
140	8.1.1. 固定資産税の税率設定	固定資産税の税率を設定できること。	～	本業務は自治体ごとの税率を設定するために必要な機能です。		当初の仕様書たたき台の仕様から、変更無しとしました。	変更なし ■業務処理概況の補足、本中間報告は下のとおり修正する。 ・8.1.1.（税率設定） ・8.1.1.（税率等の設定）		8.1.1. 固定資産税の税率設定	固定資産税の税率を設定できること。			
150	税額	固定資産税にかかる平均一課税の税額について固定資産税平均一課税情報を設定できること。 ・固定資産税平均一課税情報： ・土地 ・家屋 ・償還年度 ・課税 ※全ての固定資産税の平均一課税の税額については、システムにおいたらかじめ設定されていることを明示する。	～	本業務は自治体ごとの税率を設定するために必要な機能です。	平均一課税について、対象年度の情報が必要と考えています。	【市町村事務】 固定資産台帳データ「対象資産（土地・家屋・償還資産）」を基幹DBとします。 【FMIS事務】 （市より別に連携します。課税台帳上で平均一課税の対象となる地類、償還期を管理できれば問題ないが、確認をさせてください。（固定マスタとしての管理は不要と考えます。）	変更なし ■業務処理概況の補足、本中間報告は下のとおり修正する。 ・8.1.1.（税率設定） ・8.1.1.（税率等の設定）	税額	固定資産台帳からの平均一課税の税額について固定資産台帳平均一課税情報を設定できること。 ・固定資産台帳平均一課税情報： ・償還期（土地・家屋・償還資産） ・土地 ・家屋 ・償還年度 ・課税 ※全ての固定資産税の平均一課税の税額については、システムにおいたらかじめ設定されていることを明示する。			
160	8.1.2. 都市計画税の税率設定	都市計画税の税率を設定できること。 ※平均一課税を不課税の場合も設定できること。	～	都市計画税については、課税していない団体があるため、オプション機能としました。		【市町村事務】 ・市の税条例制定のみ。	・次の記述を削除する。「平均一課税を不課税の場合も設定できること。」		8.1.2. 都市計画税の税率設定	都市計画税の税率を設定できること。			
170	税額	都市計画税の平均一課税について都市計画税平均一課税情報を設定できること。 ・都市計画税平均一課税情報： ・土地 ・家屋 ・償還年度 ・課税 ※全ての都市計画税の平均一課税の税額については、システムにおいたらかじめ設定されていることを明示する。	～	都市計画税については、課税していない団体があるため、オプション機能としました。		当初の仕様書たたき台の仕様から、変更無しとしました。 【FMIS事務】 （市より別に連携します。課税台帳上で平均一課税の対象となる地類、償還期を管理できれば問題ないが、確認をさせてください。（固定マスタとしての管理は不要と考えます。）	変更なし		税額	都市計画税の平均一課税について都市計画税平均一課税情報を設定できること。 ・都市計画税平均一課税情報： ・土地 ・家屋 ・償還年度 ・課税 ※全ての都市計画税の平均一課税の税額については、システムにおいたらかじめ設定されていることを明示する。			
							（3.1.1.より）家屋評価額の分離課、納期限に関する機能を要件化する。 ・「納期限を設定できること。」		納期の設定	納期に基づき、納期限を設定できること。			
	8.2. 名寄帳管理								8.2. 名寄帳管理				
180	8.2.1. 名寄帳作成	名寄帳作成を可能とし、納税義務者ごとに名寄帳情報を管理（登録・修正・削除）できること。 ・名寄帳情報： ・土地情報（地目）は種類別標準額の総額 ・家屋情報（種別）は種類別標準額の総額 ・償還資産情報は種類別標準額の総額 ・償還年度 ・特別所有者による名寄帳 ・固定資産情報（標準評価額）（当初固定資産台帳連携分固定資産の総額） ・税務年度の名寄帳作成、確認、この名寄帳	制度・共通 No.1_14	納税義務者である者など、固定資産を行うため、必要があると判断し、本業務は必須とします。	名寄帳上の印字項目の確認については、確認行で表記のとおりです。	【市町村事務】 ・市から、固定資産に関しての証明書発行を求めることはないとのこと。 ・市は、固定資産の情報を市民へ、納税義務者ごとに名寄帳情報を管理（登録・修正・削除）できること。 【FMIS事務】 ・市の要求に応じて、市の固定資産台帳情報（連携分）を提供（登録・修正・削除）できること。 ・市の要求に応じて、市の固定資産台帳情報（連携分）を提供（登録・修正・削除）できること。 （市より別に連携します。） ・名寄帳作成の際、市の固定資産台帳情報（連携分）を参照することを想定しておりますが、不要としても業務上支障がないか確認させてください。「連携入力で最新情報が反映されるため、名寄帳作成の際に市の固定資産台帳情報（連携分）を参照することは、必要ないと考えます。」	・当市は、固定資産に関しての証明書発行を求めることはないとのことから、納税義務者ごとに名寄帳情報を管理（登録・修正・削除）できること。 ・「名寄帳作成の際、は名寄帳情報として管理いたします。」 ・「固定資産台帳」は名寄帳情報として管理いたします。	8.2.1. 名寄帳作成	当市は、固定資産に関しての証明書発行を求めることはないとのことから、納税義務者ごとに名寄帳情報を管理（登録・修正・削除）できること。 ※名寄帳作成は、当この印字項目の確認をお願いします。 ・名寄帳情報： ・土地情報（地目）は種類別標準額の総額 ・家屋情報（種別）は種類別標準額の総額 ・償還資産情報は種類別標準額の総額 ・償還年度 ・特別所有者による名寄帳 ・固定資産情報（標準評価額）（当初固定資産台帳連携分固定資産の総額） ・税務年度の名寄帳作成、確認、この名寄帳 ・名寄帳作成			
190	8.2.2. 名寄帳情報	名寄帳情報を管理（登録・修正・削除）する際に、アラートが表示できること。 <アラートとする条件> ・ <エラーとする条件> ・	制度・共通 No.1_14	名寄帳作成時のアラート機能となります。	異常とは、エラー・アラートとして表示している事柄がございましたら、ご教示ください。	【市町村事務】 ・アラートとする条件を追加いたします。 ・アラートとする条件： ・「税額変更処理の一連が終了していない場合」 ・未業務の不明点は、名寄帳上の条件をアラート・エラーとして表示に条件化し、以下のアラート条件を記載する。 ・アラートとする条件： ・「過年度の名寄帳を出力する場合 ・ 【FMIS事務】 ・ 【補足】 ・名寄帳の作成時に少かるエラー・アラートについては、後続の要件（8.2.1.）に記載いたします。	・以下のアラート条件を追加する。 ・アラートとする条件： ・「税額変更処理の一連が終了していない場合 ・ ・未業務の不明点は、名寄帳上の条件をアラート・エラーとして表示に条件化し、以下のアラート条件を記載する。 ・アラートとする条件： ・「過年度の名寄帳を出力する場合 ・ 【FMIS事務】 ・ 【補足】 ・名寄帳の作成時に少かるエラー・アラートについては、後続の要件（8.2.1.）に記載いたします。（CR、CR） ・「税額変更処理の一連が終了していない場合」	8.2.2. 名寄帳情報	名寄帳情報を管理（登録・修正・削除）する際に、アラートが表示できること。 <アラートとする条件> ・「税額変更処理の一連が終了していない場合 ・ <エラーとする条件> ・			
									8.3. 各種課税処理				
200	8.3.1. 固定資産税当初賦課処理	土地（補充）課税台帳、家屋（補充）課税台帳、償還資産台帳と税額算出のための情報を基に、当初賦課処理（当年の固定に基づいて当期課税）を実施する。計算結果が本年期に登録される。が可できること。	制度・共通 No.1_3 制度・共通 No.1_4 制度・共通 No.1_14	・賦課処理を行うための必須機能であると判断いたしました。 ・賦課を算出する際の税額処理の時期について、固有さや合算定といたします。	・本機能は上部分です。（FMIS上の方の機能を利用していたものを前提とすべくご検討ください。） ・「FMIS」から「各種申告の賦課期日時点」（年度）を「当初賦課」として取得されていること。 ・「FMIS」から「各種申告の賦課期日時点」（年度）を「当初賦課」として取得されていること。 ・当初賦課を実施する際の賦課期日時点（年度）を「当初賦課」として取得されていること。 ・「FMIS」の「各種申告の賦課期日時点」（年度）を「当初賦課」として取得されていること。 【補足】 ・賦課の算出方法については、地方税法第313条に規定（賦課期日現在）を基本とするが、システム上実現可能であるか、APPL10処理に対して明確かいします。	【市町村事務】 ・「FMIS」の上部の業務より、賦課台帳を賦課の機能として、「TA（当初賦課処理）を「TB（当初賦課）」に処理させる。 ・「FMIS」から「各種申告の賦課期日時点」（年度）を「当初賦課」として取得されていること。 ・「FMIS」から「各種申告の賦課期日時点」（年度）を「当初賦課」として取得されていること。 ・当初賦課を実施する際の賦課期日時点（年度）を「当初賦課」として取得されていること。 ・「FMIS」の「各種申告の賦課期日時点」（年度）を「当初賦課」として取得されていること。 【補足】 ・賦課算出方法については、3.1.20、4.3.2に記載されるとの解かいします。 （市：「万年・有効期の更新の処理は最終行目等ですると。 ・当初賦課でとりあえず「第1期」として取得されていること。	8.3.1. 固定資産税当初賦課処理	土地（補充）課税台帳、家屋（補充）課税台帳、償還資産台帳と税額算出のための情報を基に、当初賦課処理（当年の固定に基づいて当期課税）を実施する。計算結果が本年期に登録される。が可できること。 ※賦課算出方法については、3.1.20、4.3.2に記載されるとの解かいします。			
210	8.3.2. 都市計画税当初賦課処理	土地（補充）課税台帳、家屋（補充）課税台帳と都市計画税の情報を基に、当初賦課処理（当年の固定に基づいて当期課税）を実施する。計算結果が本年期に登録される。が可できること。	制度・共通 No.1_3 制度・共通 No.1_4 制度・共通 No.1_14	都市計画税については、課税していない団体があるため、オプション機能としました。		当初の仕様書たたき台の仕様から、変更無しとしました。	変更なし		8.3.2. 都市計画税当初賦課処理	土地（補充）課税台帳、家屋（補充）課税台帳と都市計画税の情報を基に、当初賦課処理（当年の固定に基づいて当期課税）を実施する。計算結果が本年期に登録される。が可できること。			
220	8.3.3. 当初賦課のシミュレーション機能	当初賦課のシミュレーションができること。	～	・一般的に必要の機能であると設定しております。	・本設定値での実施が一般的と考えていますが、本業務後にて当初賦課のシミュレーション機能が必要と考えた型除があれば、その機能について検討してください。 ・シミュレーション結果の保存機能の必要性・用途について確認させてください。→HH	当初の仕様書たたき台の仕様から、変更無しとしました。 【補足】 ・シミュレーション結果については、賦課として保存できる設定です。 ・個別ではないが、たたき台の記載のとおりとし、データ保存の設置要望があれば、APPL10処理あるに検討いたします。	変更なし		8.3.3. 当初賦課のシミュレーション機能	当初賦課のシミュレーションができること。			
	9. 更正処理								9. 更正処理				
230	税額	「住基台帳関内に、課税に影響のある異動（海外異動・所有権異動・構成員異動）が発生した場合を一覧で確認できること。」	～			【市町村事務】 ・本業務は市業務の構成として、「TA（当初賦課処理）を「TB（賦課処理）」とし、「T.1.3のT.2 を「TA（賦課処理）」に処理させる。 【市町村事務】 ・本業務の記載も修正いたします。（海外転）また、HR、日本の二重系を通じ、納税義務者での税金徴収も必須機能としました。 「「住民の現況」に、課税に影響のある異動（海外異動・所有権異動・構成員異動）が発生した場合を一覧で確認できること。」 「「住民の現況」において、課税台帳上の情報に異動があった場合に、異動した情報の修正が可能さる一覧で情報をさ公的処理等ごとに出力できること。」	・本業務は市業務の構成として、「TA（当初賦課処理）を「TB（賦課処理）」とし、「T.1.3のT.2 を「TA（賦課処理）」に処理させる。 ・本業務を削除する。	税額	「住民の現況」について、課税に影響のある異動（海外異動・所有権異動・構成員異動）が発生した場合を一覧で確認できること。			
240	7.1.1. 更正処理	土地（補充）課税台帳、家屋（補充）課税台帳、償還資産台帳と税額算出のための情報を基に、更正処理（当年の固定に基づいて当期課税）を実施する。計算結果が本年期に登録される。が可できること。	制度・共通 No.1_2	必須機能であると判断いたしました。 なお、。	「FMIS」の上部の業務より固定台帳を賦課台帳として取得する。 「FMIS」から「各種申告の賦課期日時点」（年度）を「当初賦課」として取得されていること。 「FMIS」から「各種申告の賦課期日時点」（年度）を「当初賦課」として取得されていること。 「FMIS」の「各種申告の賦課期日時点」（年度）を「当初賦課」として取得されていること。 【補足】 ・「FMIS」の「各種申告の賦課期日時点」（年度）の更正とは「年度」としています。（当初システムにて設定しています）。 「「FMIS」の「各種申告の賦課期日時点」（年度）の更正とは「年度」としています。（当初システムにて設定しています）。 ・「FMIS」の「各種申告の賦課期日時点」（年度）の更正とは「年度」としています。（当初システムにて設定しています）。 【補足】 ・「FMIS」の「各種申告の賦課期日時点」（年度）の更正とは「年度」としています。（当初システムにて設定しています）。 ・「FMIS」の「各種申告の賦課期日時点」（年度）の更正とは「年度」としています。（当初システムにて設定しています）。 ・「FMIS」の「各種申告の賦課期日時点」（年度）の更正とは「年度」としています。（当初システムにて設定しています）。	・「（3.1.1.より）共の機能をデフォルト機能として提供もする。「「更正」と表示する。」 ・「共の機能をデフォルト機能として提供もする。「「更正」と表示する。」 ・「共の機能をデフォルト機能として提供もする。「「更正」と表示する。」 ・「共の機能をデフォルト機能として提供もする。「「更正」と表示する。」 ・「共の機能をデフォルト機能として提供もする。「「更正」と表示する。」 ・「共の機能をデフォルト機能として提供もする。「「更正」と表示する。」 ・「（3.1.1.より）

【仕様書たたき台】標準仕様書（機能）_JH_固定資産税

	機能名称	仕様書たたき台	業務フロー（別紙）	業務の考え方・現場	業務要望（論点案）	検討方針	仕様	仕様書たたき台	庁舎実施の検討事項	庁舎実施の検討事項を踏まえた現状変更の検討案		
										団体への提言案	団体回答（ヒア）を踏まえた検討方針	団体回答（ヒア）を踏まえた検討案
1210	9.1.1. 通知用紙マスタ管理	固定資産税・償却資産税の年月ごとに、通知用紙種別を管理（登録・修正・削除）できること。 ・通知用紙種類 ・通知名称 ・通知種別 ・通知種類 ・通知用紙有効 ※全ての通知用紙については、システム上にあらかじめ設定されていることを明とする。	…	必須機能であると考えている。	・現行運用において、定期通知発送から中間調査までを一体で運用されている。 ・現行運用において、システム上、申請の有無、許可・不許可を管理しているため自治体に確認する。	【業務要望】 ・必要。 ・通知について、期間、月数のどちらにも対応することができ、期間、月別の通知数を個別で設定することを？（1.0.のようで）必須機能として設定する。	【仕様案】 ・固定資産税・償却資産税の年月ごとに、通知用紙種別を管理（登録・修正・削除）できること。 ・通知用紙種類 ・通知名称 ・通知種別 ・通知種類 ・通知用紙有効 ※全ての通知用紙については、システム上にあらかじめ設定されていることを明とする。			
9. 賦課												
9. 1. 通知書／納付書発行	9.1.1. 納税通知書発行	法令規定通知書を公示期間満了後に一括で通知書（**表示可能**）の納税通知書、課税明細書、納付書、更正決定通知書（**特別徴収通知書の場合のみ**）を一括または個別で発行できること。	別紙・内部No.1,2	確認事項より法令規定スケジュール通知に、記憶のない通知（確認、一括）に関連されていると推測される。法令規定通知書（**表示可能**）の納税通知書、課税明細書、納付書、更正決定通知書（**特別徴収通知書の場合のみ**）を一括または個別で発行できることを明とします。 納期内は毎月の納付が必要所ご？無効等ですか。	【仕様案作成】 ・現行運用において、法令規定通知書（**表示可能**）の納税通知書、課税明細書、納付書、更正決定通知書（**特別徴収通知書の場合のみ**）を一括または個別で発行できること。 ・ただ、法令上は「**表示可能**」であるため、**表示しない**ことも可能とします。 ・法令上は明確な定義はしていないが、特別徴収の場合は毎月の納付が必要であることが明確であるとされます。現行運用においては、明らかな事務処理ではないとされます。 ・また、システム上では毎月の年間分（12月分）の納付書を発行する必要があるとされます。（必要な場合は年間調整をご相談ください。） ・全国的に自治体により、3月分以下の通知に関して、更正処理を実施した場合一時的な未納期の認定ルールを設定してください。 （12）更正年月を以降？月の期分の未納期を見なし分の月数で未納期を更新？を実行できること。」	【仕様案作成】 ・現行運用において、法令規定通知書（**表示可能**）の納税通知書、課税明細書、納付書、更正決定通知書（**特別徴収通知書の場合のみ**）を一括または個別で発行できること。 ・**表示可能**の場合は、**表示しない**ことも可能とします。 ・法令上は明確な定義はしていないが、特別徴収の場合は毎月の納付が必要であることが明確であるとされます。現行運用においては、明らかな事務処理ではないとされます。 ・また、システム上では毎月の年間分（12月分）の納付書を発行する必要があるとされます。（必要な場合は年間調整をご相談ください。） ・全国的に自治体により、3月分以下の通知に関して、更正処理を実施した場合一時的な未納期の認定ルールを設定してください。 （12）更正年月を以降？月の期分の未納期を見なし分の月数で未納期を更新？を実行できること。」	【仕様案作成】 ・現行運用において、法令規定通知書（**表示可能**）の納税通知書、課税明細書、納付書、更正決定通知書（**特別徴収通知書の場合のみ**）を一括または個別で発行できること。 ・**表示可能**の場合は、**表示しない**ことも可能とします。 ・法令上は明確な定義はしていないが、特別徴収の場合は毎月の納付が必要であることが明確であるとされます。現行運用においては、明らかな事務処理ではないとされます。 ・また、システム上では毎月の年間分（12月分）の納付書を発行する必要があるとされます。（必要な場合は年間調整をご相談ください。） ・全国的に自治体により、3月分以下の通知に関して、更正処理を実施した場合一時的な未納期の認定ルールを設定してください。 （12）更正年月を以降？月の期分の未納期を見なし分の月数で未納期を更新？を実行できること。」	【業務要望】 ・**表示**。 ・通知について、期間、月数のどちらにも対応することができ、期間、月別の通知数を個別で設定することを？（1.0.のようで）必須機能として設定する。	【仕様案】 ・固定資産税・償却資産税の年月ごとに、通知用紙種別を管理（登録・修正・削除）できること。 ・通知用紙種類 ・通知名称 ・通知種別 ・通知種類 ・通知用紙有効 ※全ての通知用紙については、システム上にあらかじめ設定されていることを明とする。			
1220	9.1.1. 納税通知書発行	法令規定通知書を公示期間満了後に一括で通知書（**表示可能**）の納税通知書、課税明細書、納付書、更正決定通知書（**特別徴収通知書の場合のみ**）を一括または個別で発行できること。	別紙・内部No.1,2 別紙・内部No.3,4 別紙・内部No.5,6 別紙・内部No.7,8 別紙・内部No.9,10	確認事項より法令規定スケジュール通知に、記憶のない通知（確認、一括）に関連されていると推測される。法令規定通知書（**表示可能**）の納税通知書、課税明細書、納付書、更正決定通知書（**特別徴収通知書の場合のみ**）を一括または個別で発行できることを明とします。 納期内は毎月の納付が必要所ご？無効等ですか。	【仕様案作成】 ・現行運用において、法令規定通知書（**表示可能**）の納税通知書、課税明細書、納付書、更正決定通知書（**特別徴収通知書の場合のみ**）を一括または個別で発行できること。 ・**表示可能**の場合は、**表示しない**ことも可能とします。 ・法令上は明確な定義はしていないが、特別徴収の場合は毎月の納付が必要であることが明確であるとされます。現行運用においては、明らかな事務処理ではないとされます。 ・また、システム上では毎月の年間分（12月分）の納付書を発行する必要があるとされます。（必要な場合は年間調整をご相談ください。） ・全国的に自治体により、3月分以下の通知に関して、更正処理を実施した場合一時的な未納期の認定ルールを設定してください。 （12）更正年月を以降？月の期分の未納期を見なし分の月数で未納期を更新？を実行できること。」	【仕様案作成】 ・現行運用において、法令規定通知書（**表示可能**）の納税通知書、課税明細書、納付書、更正決定通知書（**特別徴収通知書の場合のみ**）を一括または個別で発行できること。 ・**表示可能**の場合は、**表示しない**ことも可能とします。 ・法令上は明確な定義はしていないが、特別徴収の場合は毎月の納付が必要であることが明確であるとされます。現行運用においては、明らかな事務処理ではないとされます。 ・また、システム上では毎月の年間分（12月分）の納付書を発行する必要があるとされます。（必要な場合は年間調整をご相談ください。） ・全国的に自治体により、3月分以下の通知に関して、更正処理を実施した場合一時的な未納期の認定ルールを設定してください。 （12）更正年月を以降？月の期分の未納期を見なし分の月数で未納期を更新？を実行できること。」	【業務要望】 ・**表示**。 ・通知について、期間、月数のどちらにも対応することができ、期間、月別の通知数を個別で設定することを？（1.0.のようで）必須機能として設定する。	【仕様案】 ・固定資産税・償却資産税の年月ごとに、通知用紙種別を管理（登録・修正・削除）できること。 ・通知用紙種類 ・通知名称 ・通知種別 ・通知種類 ・通知用紙有効 ※全ての通知用紙については、システム上にあらかじめ設定されていることを明とする。			
							【仕様案作成】 ・市税に係る納付書（**表示可能**）の納税通知書、課税明細書、納付書、更正決定通知書（**特別徴収通知書の場合のみ**）を一括または個別で発行できること。	【仕様案作成】 ・市税に係る納付書（**表示可能**）の納税通知書、課税明細書、納付書、更正決定通知書（**特別徴収通知書の場合のみ**）を一括または個別で発行できること。				
							【業務要望】 ・**表示**。 ・市税に係る納付書（**表示可能**）の納税通知書、課税明細書、納付書、更正決定通知書（**特別徴収通知書の場合のみ**）を一括または個別で発行できること。	【仕様案】 ・市税に係る納付書（**表示可能**）の納税通知書、課税明細書、納付書、更正決定通知書（**特別徴収通知書の場合のみ**）を一括または個別で発行できること。				
1230	9.1.2. 共有者への納税証書発行	共有者グループにおいて、各納期限毎個別または納期限更正毎個別、固定資産税（**表示可能**）の納税通知書、課税明細書、納付書、更正決定通知書（**特別徴収通知書の場合のみ**）を、まとめた出力を行うこと。 （一部まとめ出力を行うこと） ・出力類型： ・共有者の代表者に対してのみ、納税通知書、課税明細書、納付書（全税額）、更正決定通知書を発行 ・共有者の代表者に対しての、納付書（全税額）を発行し、共有者全員に対して納税通知書、課税明細書、更正決定通知書を発行 ・共有者全員に対して納税通知書、課税明細書、納付書（共有者の持ち分で按分した税額）、更正決定通知書を発行	別紙・内部No.25 別紙・内部No.26 別紙・内部No.27 別紙・内部No.28 別紙・内部No.29 別紙・内部No.30	・共有グループにおけるの納税通知書毎の取り方については、現行とする際の条件があるとされていられる。ネ３１２は以外？？表示しているとされます。 ・イエ３の方法までは言っていないとされ、ただ全体の調整のため現在？？通常表示？？の方へ？？？

【仕様書たたき台】標準仕様書（機能）_24_設定変更処理

	機能名称		仕様書たたき台	業務フロー対応箇所	業務の考え方・概要	業務実現（製品案）	現状系（ギョウ）業務	現状系（ギョウ）業務の内容	将来実現の形式案			将来実現の形式案を踏まえた業務要素の修正案		
							現状実現（製品）	現状支持	機能名称		仕様書たたき台	団体一の設定事項	団体固有（ケース）を踏まえた修正方針	団体固有（ケース）を踏まえた修正案（仕様書たたき台）
	表示されるものの追加								表示されるものの追加					
135	16.1.2.	道路台帳	各種道路関係（公共道路、指定路線設定、道付与変更、納税義務人・納税管理人設定）ができること。		16.1.1.と同様にオプション機能と判断しております。	【業務実現】 ・本要件の業務実現は次のとおりとなります。 ※「各種道路関係（公共道路、指定路線設定、道付与変更、納税義務人・納税管理人設定）ができること。」 ※「納税義務者管理」 【参考情報】 ・現状は、道路台帳システムにて納税義務者管理（ケース）を実施しているが、 ①「道路法第2条第1項の規定による道路」 ②「道路法第3条第1号に規定する国道及び都道府県道」 ③「道路法第3条第2号に規定する市道」 に対して、次のうちどの道路に対して納税義務者管理（ケース）を実施しているかご記載ください。 ① 公共道路 ② 指定路線 また、納税義務者管理に係る機能が、納税義務者、納付書をシステムから発行（オンライン帳票）されるものであれば、確認させてください。 【参考】 ・ゆくゆく検討を行い、必須機能とするか、オプション機能とするかを検討いたします。	【業務実現方法】 ・道路台帳システム納税義務者ごとに納税義務を実現できる機能を必須機能とし、一括で実現できる機能をオプション機能とする。 ※「納税義務者設定できること。」 ※「納税義務者管理」 ・道路台帳システム納税義務者ごとに、個別に納税義務を実現できること。 ※「道路台帳システム納税義務者ごとに、個別に納税義務者設定できること。」 ・道路台帳システム納税義務者ごとに、一括で実現できること。 ※「道路台帳システム納税義務者ごとに、一括で納税義務者設定できること。」 ・納税義務の実現方式の処理例（個別・一括）で、納税通知書、納付書を発行できる機能を新規で案件ないします。 【参考】 現状：土田様（公共道路）／一関：土田様（公共道路）／高生：土田様（公共道路）／南方：土田様	道路台帳システム納税義務者ごとに納税義務を実現できる機能を必須機能とし、一括で実現できる機能をオプション機能とする。 ※「納税義務者設定できること。」 ※「道路台帳システム納税義務者ごとに、個別に納税義務者設定できること。」 ※「道路台帳システム納税義務者ごとに、一括で納税義務者設定できること。」 ・納税義務の実現方式の処理例（個別・一括）で、納税通知書、納付書を発行できる機能を新規で案件ないします。	16.1.2.	道路台帳	道路台帳システム納税義務者ごとに、個別に納税義務を実現出来、納税通知書、納付書を発行できること。 道路台帳システム納税義務者ごとに、一括で実現出来、納税通知書、納付書を発行できること。		
									新規、新現（追加）		納税義務の実現方式の処理例（個別・一括）で、納税通知書、納付書を発行できること。			
136	16.1.3.	公共道路情報管理	公共道路関係書類の一覧をリストで抽出できること。		16.1.1.と同様にオプション機能と判断しております。	【業務実現】 ・本要件の業務実現は次のとおりとなります。 ※「各種道路関係」 ・本要件は、現時点において、設定変更処理システムからの公共道路関係書類の一覧をリストで出力しないため、確認させてください。	【業務実現方法】 ・各要件を必要項目設定して、オプション機能とかいたします。 【参考】 ・出力している：2団体 ／ 出力していない：4団体 ／ システムからの出力：5団体	「（16.1.2.より）道路台帳を必須機能とした」とあります。 「納税義務の実現方式の処理例（個別・一括）で、納税通知書、納付書を発行できること。」 →16.1.2.に統合いたします。	本要件をオプション機能とする。 【対応台帳案】 ・帳票の作成は「公共道路書」として定義しているため、本要件は削除いたします。なお、機能PTでは、道路関係情報の管理をオプションとしていることから、本帳票についてもオプションとしております。一方、機能PTでは、必須機能として管理されているが的で、ゆくゆくについて、国の行政設計まで行ってください。 【公共道路情報の管理システム（参考）】 ・公共道路情報の管理システムは、システムとしてはない。なお、システムとしてはないが、「公共道路台帳」として、「道路台帳」を管理している。 公共道路情報の管理システムの対象一覧作成方法、システムとしてはない。なお、「道路台帳」を管理している。	16.1.3.	公共道路情報管理	公共道路関係書類の一覧をリストで抽出出来ること。			
137	15.1.1.	設定処理	各種設定処理を、設定処理に関する設定処理の一覧で行うことができること。		設定されていれば、機能PTにて検討いたします。	【業務実現】 ・本要件の業務実現は次のとおりとなります。 ※「各種設定処理」 設定されていれば、機能PTにて検討いたします。 次について確認させてください。 ・「対象」「処理」「期日」「内容」 ・「対象」「処理」「期日」「内容」「実施者」 ※「各種設定処理」 ・「対象」「処理」「期日」「内容」「実施者」「実施日」 ・「対象」「処理」「期日」「内容」「実施者」「実施日」「実施内容」 ・「対象」「処理」「期日」「内容」「実施者」「実施日」「実施内容」「実施結果」 ・「対象」「処理」「期日」「内容」「実施者」「実施日」「実施内容」「実施結果」「実施内容」 ・「対象」「処理」「期日」「内容」「実施者」「実施日」「実施内容」「実施結果」「実施内容」「実施結果」 ※「各種設定処理」 ・「対象」「処理」「期日」「内容」「実施者」「実施日」「実施内容」「実施結果」「実施内容」「実施結果」「実施内容」 ・「対象」「処理」「期日」「内容」「実施者」「実施日」「実施内容」「実施結果」「実施内容」「実施結果」「実施内容」「実施結果」 ※「各種設定処理」 ・「対象」「処理」「期日」「内容」「実施者」「実施日」「実施内容」「実施結果」「実施内容」「実施結果」「実施内容」「実施結果」「実施内容」「実施結果」 ・「対象」「処理」「期日」「内容」「実施者」「実施日」「実施内容」「実施結果」「実施内容」「実施結果」「実施内容」「実施結果」「実施内容」「実施結果

【台帳管理たたき台】標準仕様書（機能）_24_固定資産税

	機能名称		台帳管理たたき台	条例・プログラム対応要否	業務の現状及び・課題	業務処理概要説明（機能要件）	標準化・統一推進事業 業務処理概要説明（論点）	標準化・統一推進事業 修正方針	市税条例の改正案 機能名称		市税条例の改正案 台帳管理たたき台	市税条例の改正内容を踏まえた関係要件の修正案 団体への影響事項	団体設置（カバー）を踏まえた修正方針	団体設置（カバー）を踏まえた修正案（台帳管理たたき台）
1540	12.1.3.	参照機能	土地（現況）課税台帳と家屋（現況）課税台帳の相互に参照できること。		本条件は固定資産に関係する機能であるため、標準化検討対象外としています。	【本市対応】 ・本条件は固定資産に関係する機能であるため、標準化検討対象外としています。		本条件は標準化検討対象外であり、削除します。	12.1.3.	参照機能	土地（現況）課税台帳と家屋（現況）課税台帳から、それぞれ土地固定台帳と家屋固定台帳を参照（過去の固定閲覧を参照）できること。			
1550	12.1.4.		土地（現況）課税台帳と家屋（現況）課税台帳から、それぞれ土地固定台帳と家屋固定台帳を参照（過去の固定閲覧を参照）できること。		本条件は固定資産に関係する機能であるため、標準化検討対象外としています。	【本市対応】 ・本条件は固定資産に関係する機能であるため、標準化検討対象外としています。		本条件は標準化検討対象外であり、削除します。	12.1.4.					
1560	12.1.5.	検索条件	氏名・事業所名（カタカナ読み）アルファベット、外国人番号名、住所）、生年月日、性別、納税義務者指定用、個人（法人）番号、通知番号、等での検索ができること。		・ただちさの応報処理については、事務局にて検討いたします。固定処理が確定する決定、ずにて本条件を検討いたします。	【本市対応】 ・本条件は事務局とのさがさないたします。 ・本条件は事務局とのカナ・漢字・アルファベット、外国人番号名、住所）、生年月日、性別、納税義務者指定用、個人（法人）番号、通知番号、等での検索ができること。） ・ただちさの応報処理については、事務局にて検討いたします。固定処理が確定する決定ずに納税義務者情報の各項目ごとの検索条件情報の各項目での検索・照会ができること。） ・第1工程（現況）課税台帳・家屋（現況）課税台帳・固定資産課税台帳の各項目ごとの納税義務者情報の各項目での検索・照会ができること。）	事務局のさがさないたします。	本条件の事務局確認は済みとさせていたします。 ・第1工程（現況）課税台帳・家屋（現況）課税台帳・外国人番号名、住所）、生年月日、性別、納税義務者指定用、個人（法人）番号、通知番号、等での検索ができること。」 ・第1工程（現況）課税台帳・家屋（現況）課税台帳・固定資産課税台帳の各項目ごとの納税義務者情報の各項目での検索・照会ができること。」 →本条件は、①と②に分けるかたと考えられるため、一方検索にいたします。	12.1.5.	検索条件	土地（現況）課税台帳・家屋（現況）課税台帳・固定資産課税台帳の各項目ごとの納税義務者情報の各項目での検索・照会ができること。			
1570														
1580	12.1.6.		あいまい検索が可能であること。 （例：半角カナ）についてはかに置き換えて検索ができること）		・ただちさの応報処理については、事務局にて検討いたします。固定処理が確定する決定、ずにて本条件を検討いたします。		事務局のさがさないたします。	変更なし →本機能は、現時点では変更なしといたしますが、今後、総合系業務として、検討する予定であり、それに合わせ修正いたします。	12.1.6.		あいまい検索が可能であること。 （例：半角カナ）についてはかに置き換えて検索ができること）			
1590	12.1.7.		土地について、地番、地所番号、同一調査番号等での検索ができること。		本条件は①1.5.に包括されるため削除いたします。	【本市対応】 ・本条件は①1.5.に包括されるため削除いたします。		本条件は①1.5.に包括されるため削除します。	12.1.7.		土地について、地番、地所番号、同一調査番号等での検索ができること。			
1600	12.1.8.		家屋について、家屋番号、地番、所有者等での検索ができること。		本条件は①1.5.に包括されるため削除いたします。	【本市対応】 ・本条件は①1.5.に包括されるため削除いたします。		本条件は①1.5.に包括されるため削除します。	12.1.8.		家屋について、家屋番号、地番、所有者等での検索ができること。			
1610	12.1.9.		固定資産について、資産所在地、番号等での検索ができること。		本条件は①1.5.に包括されるため削除いたします。	【本市対応】 ・本条件は①1.5.に包括されるため削除いたします。		本条件は①1.5.に包括されるため削除します。	12.1.9.		固定資産について、資産所在地、番号等での検索ができること。			
	12. 資産管理													
	12.1. 資産管理													
1620	12.1.1.	センシステムデータ取り込み	他システムからデータを取り込めること。 ・住民基本台帳システム（住民記録情報、異動情報、生活保護情報） ・税務システム（税情報、収納情報） ・年金計算システム（資格情報、支給決定情報） ・介護保険システム（資格情報） ・生活保護システム（生活保護情報） ・国税庁システム（法人番号情報） ・公有財産管理システム（公有財産情報）		他業務との関連性において、他システムとの連携機能をアドインの機能等として提供できるかどうかです。 固定資産税システムと連携データを取り扱う場合は、基本的に標準化検討対象となります。	・他業務との関連性において、他システムとの連携機能をアドインの機能等として提供できるかどうかです。 ・「庁内他システムと連携する」を選択してください。（例様式：固定資産税にて二回目できたい。） ・「庁内システムを選択しているお自体に検討いただいます。固定資産税システムが可管理しているが情報があれば二回目ください。（例様式：固定資産税にて二回目できたい。）	・各国税の電子提出まで、当分の当分検討のいたします。 ・「庁内他システムと連携する」を選択してください。 ・庁内他システムと連携する。（参照：各種台帳） ・住民記録システム（参照） ・住民票情報 ・世帯情報 ・住基異動情報 ・住民票異動情報 ・住民票消除情報 ・住民票修正情報 ・住民票記載情報 ・住民票再交付情報 ・住民票発行情報 ・住民票閲覧情報 ・住民票写し交付情報 ・住民票閲覧情報 ・住民票閲覧情報 ・住民票閲覧情報 ・住民票閲覧情報 ・住民票閲覧情報 ・税システム（参照） ・税情報 ・収納情報 ・課税情報 ・課税情報 ・課税情報 ・課税証明情報 ・課税証明情報 ・課税証明情報 ・課税証明情報 ・課税証明情報 ・年金計算システム（参照） ・資格情報 ・支給情報 ・介護（参照）（オプション機能） ・資格情報 ・認定情報 ・介護保険情報 ・生活保護システム（参照） ・生活保護情報 ・国税庁システム（参照） ・法人番号情報 ・公有財産システム（参照） ・公有財産情報 ・土地情報 ・家屋情報 ・所有者情報 ・共有者情報 ・住基情報 ・住基情報 ・住基